

秋田県告示第679号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定による行政処分をしたので、同法第70条第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年12月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 被処分者
 - (1) 名称
有限会社北久ホーム
 - (2) 代表者氏名
吉 田 敬 一
 - (3) 主たる事務所の所在地
秋田市将軍野桂町33番34号
 - (4) 免許証番号
秋田県知事(6)1520号
 - (5) 免許年月日
平成28年12月24日
- 2 処分年月日
平成28年12月21日
- 3 処分内容
業務の全部の停止15日間
- 4 処分の期間
平成29年1月4日から同月18日まで
- 5 適用条項
宅地建物取引業法第35条第1項